

観光バスバリアフリー化支援補助金交付要領

28公東観地観第197号
平成28年6月13日決定
28公東観地観第311号
平成28年8月30日一部改正
2公東観地観第7号
令和2年4月1日一部改正
3公東観地観第237号
令和3年4月28日一部改正
3公東観地観第2711号
令和4年3月31日一部改正

観光バスバリアフリー化支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、観光バスバリアフリー化支援補助金交付要綱（平成28年6月13日付28公東観地観第197号。以下「要綱」という。）によるほか、本要領に定めるところによる。

（補助金交付対象者）

第1条 要綱第3条第1項第1号の都内で事業を営んでいることとは、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める国土交通大臣の許可を得た営業所等が都内に所在することをいう。ただし、都内の本店又は都内の事務所に営業実態がなく、法人住民税が免除されている場合を除く。

2 要綱第3条第1項第1号及び第2号を満たしている者に車両を貸与する者とは、次のいずれかに該当する者とする。貸与期間は、補助対象車両について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数以上とする。

（1）一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行を行う者に限る。）または一般貸切旅客自動車運送事業（以下「バス事業」という。）の分社化等に伴い、要綱第3条に定める補助事業者である都内でバス事業を営む者に補助対象車両を貸与する者

（2）補助事業者である都内でバス事業を経営する者との間に、補助対象車両に関するリース契約を締結し、当該補助対象車両の貸付を行う者

3 要綱第3条第2項の規定は、前項に定める車両を貸与される者にも適用する。

（補助金交付対象事業等）

第2条 要綱第4条第1号に定める車両は、送迎の用に供する車両を含まない。

2 要綱第4条第2号に定める乗降用リフト装置等を装備した車両とは別表1に定めるものを装備した車両とする。

- 3 要綱第4条に定める補助対象車両について乗降用リフト装置等を新たに架装する場合は、当該乗降用リフト装置等の製造業者又はその代理店による動作等点検並びに道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第54条第4項及び自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第5条第2項第1号に定める点検及び整備等を受け、それを確認できる書類等を提出するものとする。
- 4 本事業において行う整備は、設備移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年12月15日国土交通省令第111号）に定める基準を満たすものでなければならない。

（補助対象経費）

第3条 要綱第5条の補助対象経費は、次の各号によるものとする。

- （1）通常車両とは、原則として補助対象車両と同一車両製造業者における同種・同格の車両で、別表1に規定する乗降用リフト装置等その他の装備及び別表2に規定する付属装備等を除いたものとする。ただし、別表2に規定する付属装備等については、同一車両製造業者における同種・同格の車両の標準仕様に含まれる場合については、通常車両に含むものとする。
- （2）別表1の乗降用リフト装置その他の装備のほか、通常車両に含まれない別表2の付属装備等についても補助対象経費とすることができる。
- （3）前条第3項による場合は、別表1及び別表2の整備に係る経費とする。ただし、別表2に規定する付属装備等が既に車両に装備されている場合は、これを除く。
- （4）感染症防止対策のための設備とは、座席を隔離する間仕切りや、高性能車内換気機器等とする。

（財産の処分）

第4条 要綱第29条第3項における、財産処分による公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）への納付金の算出は、次によるものとする。

- （1）「財団への納付金（E）」＝ $(A - B) \times D / C$

A：当該財産を処分したことにより得た収入

ただし、当該財産を処分したことにより得た収入の算出が困難な場合は、当該財産を処分したことにより得た収入は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に基づき減価償却した後の価格をもって、その収入に相当する額とみなすことができる。

B：補助事業の終了後に加えられた加工費等の費用

C：当該処分財産の補助対象経費

D：Cに対する当該補助金の確定額

- (2) 財団への納付金額は、当該補助金の確定額を限度とする。
- (3) 財団への納付金額の算出に当たり、小数点未満の端数金額が生じる場合は、当該端数金額を切り上げるものとする。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

乗降用リフト装置等及びその他の装備	① 乗降用リフト装置等（車いすのまま乗降できるリフト装置又はスロープ等） ② 車内車いすスペース ③ 車いす用固定装置 ④ 車いす用固定装置格納箱 ※ 機種（部品）を上位等に変更する場合には標準部品の価格を補助対象経費を算出する際の上限額とする。
-------------------	---

別表 2

付属装備等	① 乗降用リフト装置等の取り付けに起因する車体補強等及び座席増減 ② 床レール取り付け ③ 車いすスペース対応専用シート ④ 車いすマーク ⑤ 車いすスペースリフト扉部専用カーテン ⑥ リフト扉（キー付き） ⑦ リフト電源スイッチ ⑧ リフト扉開時注意灯 ⑨ リフト扉非常コック ⑩ リフト照射灯 ⑪ アクセルインターロック（乗降用リフト装置の昇降時） ⑫ スロープ板 ⑬ ニーリング装置 ⑭ 上記の他、必要と認めるもの ※ 機種（部品）を上位等に変更する場合には標準部品を上限とする。
-------	---